

第5回さいたま市地域自立支援協議会会議録

日時：平成26年12月16日（火）16：00～

会場：さいたま市役所本庁舎2階 特別会議室

次 第

- 開 会
- 議 題
 1. 第4回さいたま市地域自立支援協議会会議録（案）の承認
 2. 計画相談支援の進捗状況について
 3. 次期障害者総合支援計画について
- そ の 他
 - 障害者虐待防止部会からの報告について
- 閉 会

配布資料

- ① 第5回さいたま市地域自立支援協議会 次第
- ② 第5回さいたま市地域自立支援協議会 座席表
- ③ 第4回さいたま市地域自立支援協議会 会議録（案）
- ④ 資料1-1 さいたま市計画相談実績
- ⑤ 資料1-2 2014年度指定特定相談支援事業情報交換会【経過報告】
- ⑥ 資料2-1 さいたま市障害者総合支援計画について（概要）
- ⑦ 資料2-2 さいたま市障害者総合支援計画（素案）
- ⑧ 資料3 障害者虐待防止部会からの報告
- ⑨ 追加資料 障害児計画相談支援実績

出席者

- 委 員・・・大須田委員、岡崎委員、小津委員、金子委員、杉山委員、永島委員、長岡委員、服部委員、三石委員、宮部委員、宗澤委員
- 事務局・・・小島課長補佐、山田課長補佐、高橋主任、川松主事、滝沢主事、新井主事

1 開会

(宗澤会長)

それでは定刻となりましたので「第5回さいたま市地域自立支援協議会」を開催させていただきます。

まず、今回の委員の皆様の出席状況についてですが、出席委員9名、欠席委員1名で過半数の方が出席されておりますので、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第25条2項の規定により、本日の会議は成立いたします。

続きまして、会議の公開に関してですが、本協議会は「さいたま市情報公開条例第23条」によりまして原則公開することと規定されています。傍聴人について確認させていただいたところ、本日は傍聴希望者はおられませんので、このまま進めさせていただきます。

ここで審議に入ります前に、事務局より資料の確認をお願いします。

(事務局)

障害福祉課課長補佐の小島でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。それでは、審議に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。本日お配りした資料といたしましては、「第5回さいたま市地域自立支援協議会 次第及び座席表」でございます。続きまして、「第4回さいたま市地域自立支援協議会会議録(案)」でございます。続きまして、「資料1-1 さいたま市計画相談実績」「資料1-2 2014年度指定特定相談支援事業情報交換会【経過報告】」「資料2-1 さいたま市障害者総合支援計画について(概要)」「資料2-2 さいたま市障害者総合支援計画(素案)」「資料3 障害者虐待防止部会からの報告」以上でございますが、よろしいでしょうか。

それでは、宗澤会長、よろしくお願いいたします。

(宗澤会長)

皆さん資料の方はよろしいでしょうか。

2 議事

「第4回さいたま市地域自立支援協議会議事録(案)」の承認

(宗澤会長)

それでは、ここから議事の方に入らせていただきます。

まず、本日の議題の1ですが、前回協議会である「第4回さいたま市地域自立支援協議会会議録(案)」につきまして、協議会としての承認を求められています。これにつきましては、事前に事務局よりお送りいただいておりますが、特に修正等のご意見がなければ、議事録として承認することといたしますが、皆様いかがでしょうか。

～ 承認 ～

ありがとうございます。第4回会議録(案)につきましては、事務局の案のとおり承認いたします。

計画相談支援の進捗状況について

(宗澤会長)

続いて、議題の2番目、「計画相談支援の進捗状況について」ということですが、まず事務局からご報告をいただきます。

(事務局)

それでは、計画相談支援の進捗状況について、資料に沿って説明をさせていただきます。資料につきましては「資料1-1 さいたま市計画相談実績」を使用いたしますので、ご覧いただきたいと存じます。

それでは資料1-1の上段をご覧ください。こちらは、11月末時点での本市の計画相談支援の実績でございます。障害福祉サービスを受給している5,561人中2,573の方が既に計画作成済みでありまして、市全体の達成率は46%となっております。この表に出ている数字を見る限りでは、各区における計画相談支援の進捗率について差異が生じておりますが、そもそも見沼区のようにサービスと受給者数が多い区や大宮、中央、桜区のように指定相談支援事業所がない区もございまして、各区それぞれの事情があるかというところでございます。この中で進捗率が高い区の特徴を見てみますと、指定特定相談事業所とうまく連携をとりながら計画的に進めているようなところが見受けられます。

また、一方で現在は進捗率が低い区におきましても、これまでに支援課、支援センターが連携して準備を進めているところもございまして、これから実施に向けて加速をしていくという面もあろうかと思われまます。引き続き進捗率を高めるため計画作成未作成の方々への各区からのご案内などの勧奨をこれまで以上にアプローチ方法など工夫していかなければならないと考えておりますので、この点につきましては、各区と連絡をとりあつて随時、問題点について修正を行い、意見の一致、情報の共有に努

めてまいりたいと考えております。

このほか、定期的に計画相談支援事業についての定例会を設け、各区支援課の担当者を集め、進捗率をあげるための取組や今後の計画相談支援の進め方についても意見交換を重ねており、お互いにそれぞれの区で行っている計画相談についての取組を参考にし、スムーズに相談支援事業所へ繋げられるよう努めております。

さらに、かねてから本協議会でもご議論いただいておりますとおり、計画相談支援事業についての相談支援連絡会議も各区において実施しているところがございますので、引き続き進捗率向上に努めてまいりたいと考えております。

続きまして資料の下段をご覧くださいと思います。今年度、さいたま市内で新たに立ち上がった指定特定相談事業所についてですが、11か所になります。B覧の下のところになります。立ち上がった区から順次、相談支援連絡会議を行っているところがございます。この相談支援連絡会議においては、各区によって取組に差異がありますが、たとえば、顔合わせから始まり、個別ケースの振り分けについて協議するに至っている区などもございます。まだ事業所が立ち上がっていない区につきましては、今のところ支援課と障害者生活支援センターの2者での協議となっておりますが、事業所が立ち上がり次第、このような会議を催すことはもちろん、通所事業所に併設している指定特定相談事業所の場合などは、各区から通所されている利用者の方もいらっしゃいますので、区をまたいで各区の相談支援連絡会議にも参加いただくように声掛けを致しまして、ご参加をいただいております。

また、先ほど申し上げましたが、今年度はこれまで11か所の指定相談事業所が立ち上がりました。年度内にもさらに立ち上がるよう声掛けを行っているところがございます。なお、今後指定予定の事業所は資料下段の表C覧にありますとおり、現段階で11か所となっております。これまでも障害者障害者生活支援センターをはじめとした各指定特定相談支援事業所において、対象者の多さから対応件数に限界を感じているなどのお話も伺っておりますので、1つでも多くの事業所が少しでも早く立ち上がるように努めてまいりたいと考えております。事業所が立ち上がりましたら、サービス等利用計画の作成や個別相談への対応方法など相談業務を行う中で起こる様々な問題について相談支援連絡会議の場の情報交換及び意見交換を通じて解決を図ることができるよう各区の相談支援連絡会議を新設の事業所のフォローアップの場としていきたいと考えております。

いずれにいたしましても計画相談支援の進捗率を上げることはもちろんのこと、利用者の方が不利益を被ることなく、各区において同等のサービスが提供できるように質の確保も併せて求めていきたいと考えているところがございます。事務局からは以上でございます。

(宗澤会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に加えまして、計画相談支援の推進にかかわって、基幹相談支援センターの方で指定特定相談支援事業所向けの情報交換会を開催されたとのこと。こちらにつきまして大須田委員よりご報告をお願い申し上げます。

(大須田委員)

資料 1-2 をお手元にご用意いただければと思います。先日 11 月 6 日に市内の指定特定相談支援事業所と障害者生活支援センター、それから今後開設を予定している事業所の方にも声を掛けて、情報交換の場を設けています。先ほど小島補佐のご報告にもあったように障害のある方が安心できるような相談支援体制をどのようにつくっていくかということを目的に開催いたしました。当日は 46 機関、63 人の方の参加がありました。

内容としましては、コーディネーター連絡会議の三石議長から、これまでのさいたま市におけるさいたま市相談支援事業の役割や相談支援システム等ができた経緯と現状についてのご報告をいただきました。それから障害福祉課の担当の方からサービス等利用計画の制度についてのご報告をいただき、その後は圏域ごとに分散会というかたちで意見交換を行っております。

当日出された主な意見を掲載させていただきました。まず、これまで構築してきた相談支援システムについて、実務や相談支援の在り様が各区において差が生じていることが懸念されているという意見ですとか、区ごとの実情を反映した仕組みをつくりながらこれまで構築してきた相談支援システムを軸に、相談支援の質を低下させないような仕組みを作っていく必要があるというご意見も多数寄せられております。それからそもそも指定特定相談支援事業について報酬がなかなか運営が成り立つ単価になっていないということはあるのですけれども、情報交換会を通して、さいたま市の状況を知って、今後開設を検討したいというご意見が出されておりました。一方で、指定を取った事業所の方からは、自分の事業所を利用している方のサービス等利用計画を作成するにあたって、中立性をどのように保てるかということや、事業所外の地域の人たちにどのようにかかわっていくか、ニーズを見落とさない視点をつくる重要性を感じた、というご意見も寄せられています。それから障害児の相談支援については、ひまわり学園等が中心になって行っているのですけれども、まだ、作成可能な事業所が全区に整備されていませんので、今後この点についてどのように進めていくべきか、現時点でも混乱が生じているというご意見が寄せられております。

今後必要な取組としては、こういった区ごとの連絡協議会を進めつつ、全市的な情報共有の場や支援にかかわる学習会を希望したいという意見もありましたので、今後も情報交換会や各区の連絡協議会を実施していくということと、事務手続きが区ごとに差がありますので市内の統一化を図る必要があるというふうにご意見も寄せ

られています。以上です。

(宗澤会長)

ありがとうございました。それではただ今の事務局及び大須田委員の報告のご報告を踏まえて、皆さんからのご質問、ご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

(大須田委員)

先ほどの情報交換会での報告でも出たのですが、障害児の計画作成の状況について、18歳以上のサービス利用者よりも差異が生じているというふうに現場の方では認識しているのですが、現時点でのさいたま市としての方針とか方向性をもしお伝えいただければありがたいと思います。

(事務局)

自立支援給付係の山田と言います。よろしくお願いいたします。確かに障害児の計画については、進捗が芳しくないところなんですけれども、ひまわり学園にも先々月から2名新たに職員を配置いたしまして、その2名と前からいた1名を中心に、徐々に今ピッチを上げているところなんですけれども、なかなか事業所とひまわり学園との連携ができておりませんで、そこを今調整しています。1月、2月の始めぐらいまでにはある程度の目途を立てられると思うというふうに担当から聞いております。以上です。

(宗澤会長)

それでは、私の方から質問があるんですけど、この情報交換会で出たご意見は、区ごとの状況というところが1つあるわけですよ。それから障害のあるお子さんを育てておられる親御さんのご意見としては、常に広域対応されるということの負担の重さというのは、私もご意見として伺うんですね。それは置いておいて、とにかく、現状としてはひまわり学園を中心に対応していくという、つまり、さいたま市の中で拠点対応というか、全市の拠点対応を進めていくということで、一応今は理解しておくということでもいいのでしょうか。

(事務局)

ひまわり学園と、先ほど言い忘れたのですが、さいたま市社会福祉事業団の方とで進めてまいります。箇所としては、事業団の中には、さくら草と杉の子、はるの園もありますので、全部で4か所で進めて参ります。

(宗澤会長)

それでは、事業団の方の進捗状況や計画相談への対応状況は、ご存じの範囲で構いませんが、いかがなのでしょう。

(事務局)

そうでしたら、追加で詳細な資料をお持ちしますので、後程回答させていただければと思います。

(宗澤会長)

わかりました。その他はいかがでしょうか。小津さんどうぞ。

(小津委員)

この障害児の計画相談ですけれども、中央区でサービスを受けているお子さん 40 数名にご案内を送ったのがつい最近なんです。それで、その後皆がどういう反応をしてるかなとすごく心配してたんですけれども、「これなんですか」って言われても困るので、「そこは丁寧にやっ払いこうね」という話をしていたんですけれども、意外とそういったお問合せは1件もなく、不思議に思ったんです。中央区の場合は、杉の子園さんがありますし、さくら草さんともかなり深くかかわっている人がいるし、あとは療育関係が切れている人もすごく多いんですけれども、そういう人たちは中学生以降になると来夢さんに話を持って行っている人が結構多いと思うんですよ。だから、心配したような感じではないんです。ただ杉の子園さんとか、さくら草さんとかは、まず、親御さんの方から何らかの話が行っていると思うので、その辺の状況がどうなのかというところはものすごく心配しているんです。私どものご案内としても、私どもは後でいいので、まず、それぞれの療育機関さんの方にもお話をし、ちゃんと準備をしてくださって行っているんで、受けた側の方がどうなのかというのはとても心配されるところです。

(宗澤会長)

大変わかりやすい実情とご説明をいただいたと思います。子どもだけでなく、計画相談は進めなければならないんですけれども、「これ何」というところで、何かすったもんだすることってあるんですか。

(大須田委員)

やはり、制度がまだ浸透していないので、現在、福祉サービスを利用されている、例えば中央区内の就労 B とか生活介護に通所されている、私たちの法人ではない事業所の方にも通知が行くと、中央区では、現状では、私たちの支援センターの他にプランを立てられる事業所がないので、「今までの作業所に行きたいのに、どうして来夢に行かないかならないのか」という混乱がそこで1つ生じることができました。なので、区内

の事業所にはこちらから出向いて、ご家族やご本人向けに何のために計画を作成するのかという説明をさせていただいて、そういうふうに連携がとれるとご本人や家族とも説明しやすくなっているかなと思います。

(三石委員)

同じような状況ですけれど、今まで伝えていたように、見沼区でも、今まで使っていた居宅のサービスとか就労継続 B 型の事業所を使うのに、なぜわざわざ支援センターに行って計画を作成してもらわなければならないのかという混乱が当事者の方にはたくさんあったのと、精神障害のある方などは、契約重要事項説明書とか契約の手続きが負担になったりということもあるんですけれども、見沼区は各事業所単位で、最初のところで、なぜ計画相談が必要なのかというところのご理解をいただけるようご本人や保護者の方への説明会のようなものを開いたりして、各事業所の努力で何とか進めたというのが実情としてあります。

(服部委員)

浦和区障害者生活支援センターです。浦和区は指定の相談事業所が建ったんですが、まだ、顔合わせをしていなくて、振り分け会議というのができていないところなんですけれども、あとは、身体の方、これまではご自身で更新ですとか、サービスの事業所を探して、全部自分でコーディネートされていたという方々が、ワンクッション、こういう事務手続きがあるんですねというところで、丁寧にご説明させていただいたというのはあります。

あと、もう 1 点なんですけど、先ほどの障害児の部分というところで、現場の方で、ここ最近、起きたことをご報告できればと思うんですけれども、さいたま市の方では、障害児の計画相談が、先ほど山田さんがおっしゃっていた、ひまわり学園と社会福祉事業団が経営している指定事業所が立てる、ということになっているんですが、高校生のお子さんを療育の施設とかが、また、お母さんが相談に行くというところで、若干混乱が起きていて、療育の施設の職員、相談員も、高校生となってくると、もう社会に出ていくので、地元の区の支援センターとも繋がっていたほうがいいね、ということで、高校生の計画は、地元の区にお願いするっていうふうに現場で決められたそうなんです。ただ、それを私どもが伺っていなかったのが、11 月末ぐらいに突然、高校生の計画相談っていうのは何なんですかっていう質問がすごく支援センターに入る時があって、この動きは何なのかなって思っていたら、市から勸奨通知が送付されて、それぞれの区の支援課ですとかに行くと、どここの児童施設が立ってますからよろしくねといわれてそこへ行ったら、高校生は、地元の区に行ってくださいって言われてというので、多いお母様だと 3 度連絡をしてここに行ってください、ここに行ってくださいといわれようやく、支援センターに来たっていうこともあって、これはあ

まりよくないなっていうのがあったので、高校生はもう療育の施設が立てるよりは、地元の区で繋がって、どんどん大人になる準備をしていったほうがいいなんていうふうには、個人的に、私も思うので、繋がってくださるのはすごくいいんですけど、繋ぎ方を間違えちゃうと、結局、親御さんやご本人にご迷惑がかかるので、その辺のシステムを整えられるといいなとは、つい最近、そういうことが起きたので、整えていけたらいいなという感想があります。

(宗澤会長)

おっしゃる通りですね。高校生は、区の支援センターに繋ぐことにしようと勝手に決めて相手先に連絡しないという、連携のいろはのいも手順として踏まえない進め方をした療育機関について疑問に思いますね。進め方として手順を踏んでいないと思います。だって相手先の支援センターも、えって思うところがあるわけだし、当然、親御さんの立場に立ったら、相談を受ける側の都合で、仕分けられたとしか受け止められないんですよね。つまり、療育機関って忙しいから、体よくもう高校生だから地域と繋がっていたほうがいいんだと、そういう口実で、区の方に回されたっていう人もいるでしょう、だからそこを丁寧にしないというのは、私は連携のいろはのいを踏んでいないなと思います。だからそこは連携の改善課題としてそういうことがないように、ちゃんとご指示をいただきたいと思います。

あと、指定特定相談事業所は今後とも大宮はこのままゼロで行くんですか。どんな状況なんでしょうか。

(事務局)

残念ながら大宮区には今のところ目途が立っていないというのが実情でございます。

(宗澤会長)

では大雑把なところでいいんですけど、11月末現在で46%の達成率が、今年度末で、どの辺までいくのか見通しを最後にご説明いただければありがたいと思います。

(事務局)

もちろん100%を目指して3月末を目指してということで、お願いしているということが、私どもの立場なんですけれども、実情、この状態からですと、8割、80%いけばいいのかなというのが正直なところの現状での私どもの思いでございます。

(宗澤会長)

他市との対比で言えば80%までいけば、かなり進んでいるほうだと受け止めてもいいと思うんですね。それと、先ほど計画相談の進め方の部分で、地域の当事者あるいは

ご家族との関係において、やはり、必要十分な手順を踏むというところで、色んなご努力もいただいているわけですから、拙速な進め方で 100%を目指すというよりは、地域の人の立場に立った計画相談の達成が、望ましいということだと思しますので、できるだけ早く、しかし拙速には進めないということで、引き続きこれを進めていく努力を皆でしていきたいと思えます。

このことにつきまして、まだ、後で報告してもらおうことがあるんですけども、他、はいかがですか。よろしいでしょうか。

次期障害者総合支援計画について

(宗澤会長)

それでは、本日の議題の 3 に移ります。「次期障害者総合支援計画について」ということですが、こちらも、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

はい。それでは、「次期障害者総合支援計画の素案について」、資料に沿って、ご説明させていただきます。資料につきましては、資料 2-1「さいたま市障害者総合支援計画について（概要）」と資料 2-2「さいたま市障害者総合支援計画（素案）」を使用させていただきますので、ご準備いただければと存じます。

前回の本協議会におきまして計画の体系案についてご説明をさせていただきましたが、その後、市内部での検討や調整を経まして計画の骨子案を作成し、市長までの決裁をいただいたところでございます。その後、骨子案に肉付けをするかたちで、計画の素案のたたき台を事務局にて作成をいたしました。この間、障害者政策委員会委員によるワーキンググループを 3 回開催いたしまして、委員の皆様からのご意見も踏まえたかたちで、事務局にて素案を作成致しましたので、その概要をご説明させていただきたいと存じます。

まず資料 2-1 をご覧ください。次期計画の概要でございます。こちらは前回の本協議会でご説明いたしました体系案を骨子案として作成し、市長までの決裁を得たものでございます。この後素案についてご説明いたしますが、まず、全体像を確認する意味でこちらの資料についてご説明をいたします。

計画は大きく 3 つの章立てで構成しております。第 1 章が総論、第 2 章は 2 枚目の各論、第 3 章は 1 枚目にお戻りいただきまして、右下の第 4 期障害福祉計画でございます。総論については、まず、概要として、計画策定の趣旨、位置づけ、期間、策定の視点、障害者施策の推進体制を掲載いたします。次に前期計画の進捗状況、障害者（児）をめぐる状況として手帳所持者数の推移、アンケート調査の分析、誰もが共に暮らすための市民会議の意見を掲載します。次に障害者福祉をめぐる動向と課題といたしまして、

国の法整備や権利条約の批准など障害者施策の動向について、また、持続可能な障害者施策の構築について記載をいたします。その次には、基本方針、基本目標を掲載する予定でございます。

第2章の各論につきましては、前回ご説明をいたしました、変更点といたしまして、次期計画の基本目標4について、当初、障害者の安心、安全としておりましたが、資料の上段の基本方針の中で、誰もが権利の主体として、安心して、地域で生活できる社会の実現を目指してという文言の中に安心という言葉があり、広い意味での安心と狭い意味での安心の意味が混同されて、誤解を招くのではないかという判断がございまして、障害者の危機対策とさせていただいたところでございます。

それでは素案の方をご説明させていただきます。資料2-2をご覧いただきたいと思っております。次期計画の素案でございます。こちらにつきましては、事前に委員の皆様へ送付をしておりますが、相当のページ数になっておりますので、本日は、概要についてご説明をさせていただきます。

まず、資料2ページをお願いいたします。第1章の総論でございますが、計画策定の趣旨としてこれまでの国内外の社会の動向や法整備の状況、そしてノーマライゼーション条例の制定とその後の条約の批准の動きなどを紹介し、次期計画の策定の意義などについて説明をしております。

3ページをお願いします。計画の位置づけでございますが、国や県の計画とさいたま市における計画との関連を図で示したものでございます。

続きまして4ページをお願いいたします。計画の位置づけでございますが、市町村障害者計画、市町村障害福祉計画、ノーマライゼーション条例の3つにより位置づけられた計画であることを説明しております。

5ページをご覧ください。計画の期間のご説明でございます。下段は計画策定の視点となっております。こちらは、現行計画とほぼ変更はございません。

続きまして1ページめくっていただきまして、7ページをお願いいたします。障害者施策の推進体制を示した図でございます。こちら現行計画との変更はございません。

続きまして8ページをお願いします。前期計画、つまり現行の計画の進捗状況でございますが、計画事業全体の評価として、概ね適切に実施されているものの、一部の事業に課題があり、必要な見直しを行ってまいりたいと考えております。基本目標の1から基本目標の4、重点プログラムまで、12ページにわたって記載をしております。

少々とばしていただきまして13ページをご覧ください。こちらは、第3期障害福祉計画の進捗状況でございます。計画の数値目標や実績をもとにした計画の進捗状況でございます。20ページにかけて記載がございまして、

続きまして、21ページをお願いいたします。こちらは、障害者（児）をめぐる状況といたしまして、21ページには身体障害者手帳の所持者数、めくっていただきまして23ページが療育手帳、続いて24ページが精神障害者保健福祉手帳、25ページが自立

支援医療利用者の推移ということでございます。

続いて 26 ページをお願いいたします。こちらは昨年度実施しました計画策定のためのアンケート調査から見えた障害者（児）の状況ということで、今回障害種別ごとに行った調査について、それぞれの障害者の生活の状況や日常生活、介助などの特徴や傾向を記載しております。身体障害者から始まりまして、27 ページに知的障害者、次いで 28 ページに精神障害者、29 ページに難病患者、30 ページに精神科病院入院患者、発達障害者についてそれぞれ記載しております。

続いて 32 ページをお願いいたします。こちらは誰もが共に暮らすための市民会議の意見で、主に昨年度提出されました意見をテーマごとにまとめた内容を記載いたしました。35 ページまでわたっております。

続いて 36 ページをお願いいたします。こちらは障害者福祉をめぐる動向と課題ということで、虐待防止法、障害者総合支援法、障害者差別解消法、障害者権利条約についての説明、それから持続可能な障害者施策の構築の必要性について説明をさせていただいております。

続いて 38 ページをお願いします。こちらは基本方針、基本目標でございまして、40 ページには計画の体系ということで、記載をさせていただいております。

続きまして 41 ページからは実施事業の一覧になりまして、46 ページまで 86 事業ございます。なお、数字の前の星印は、重点的に取り組む事業となっております。

それでは 48 ページをお願いいたします。ここから各論になりますが、先ほどの個別事業の一覧にありました 86 の事業を掲載しております。前回の本協議会でもご説明をいたしました。現行計画は、180 事業ございまして、法定事業や具体性に乏しい事業、他の計画で主に進捗管理を行っている事業などを含めまして、相当な事業数となっております。次期計画では、記載事業の進行管理の適正化や取り組んでいく事業の明確化を図る観点から掲載事業の見直しを行いました。一部に廃止を予定している事業もございしますが、掲載を見直した大半の事業につきましては、掲載していないことを理由に事業を実施しないということではございません。法令で定められている事業、市の他の計画に位置付けられている事業など実施が担保されている事業がほとんどでございしますので、念のため、申し上げます。

それでは各論についてご説明をさせていただきます。事業は 86 事業ございますので、主な事業を中心に要点のみご説明をさせていただきます。構成といたしましては、まず、施策の概要を記載し、その後に実施事業の説明、そして事業の達成度を計る評価指標を記載しております。成果指標につきましては、1 事業に複数の指標を掲げたものもございまして、指標を掲げることがなじまないものについては、指標を設定していないものもございまして。

まず、基本目標 1 の基本施策 1 でございまして、条例の周知啓発や、市民会議などを引き続き実施していくほか、現計画では基本目標 4 に掲げていた人権に関する学習など

の事業をこちらの方で掲載することとしております。

とびまして 52 ページをお願いいたします。基本施策 2 は、差別及び虐待に関する取組でございます。こちらは基本目標 1 の中でも特に重点的に取り組むべき事業として位置づけておりまして、引き続き障害者相談支援指針に基づいた差別及び虐待事案に関する適切な対応支援を実施するとともに、差別解消法を踏まえた取組や虐待により緊急に分離保護が必要な障害者を保護する場の確保などを実施することとしております。また、支援者の資質の向上のため、権利擁護に係る研修を実施致します。

続いて 54 ページをお願いいたします。基本施策 3 は、成年後見制度等の利用支援に関する事業を掲載しております。

55 ページには、基本目標 2 の基本施策 1 を記載してございます。こちらは、現行計画の基本目標 4 を、ライフステージを通じた切れ目のない支援として再構成したものでございます。教育分野の事業については、特別支援教育推進計画に個別に定められていることから包括的な記載としております。

続きまして 58 ページをお願いいたします。基本施策 2 は、障害者の自立の助長、及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援でございます。現行計画では、居宅サービスや移動支援事業など障害者総合支援法に基づく各種サービスを掲載しておりますが、計画後半の障害福祉計画にも掲載されていることから、次期計画では、個別の計画は原則として、障害福祉計画に掲載することといたしております。新たな施策として、11 に高次機能障害に関する施策を取り入れております。

63 ページをお願いいたします。こちらは居住場所の確保といたしましてグループホームの設置をはじめとした各事業を掲載しております。

続きまして 65 ページをお願いいたします。こちらは、相談支援体制の充実でございます。こちらは現行計画で、地域自立支援協議会等を中心としたネットワークに掲載した事業と併せまして、事業を再構成したものでございます。各種相談窓口の整備や関係機関における連携の強化のための取組などを通じて総合的な相談支援体制の充実を図ります。

続いて 68 ページをお願いいたします。こちらは人材の育成でございます。手話や要約筆記に関する講習会、職員や教職員に対する各種研修会についての取組を掲載しております。

次に 71 ページをお願いいたします。基本目標 3、基本施策 1 といたしまして、意思疎通が困難な人に対する各事業を掲載しております。

続きまして 73 ページをお願いいたします。こちらは就労支援でございます。障害者総合支援センターを拠点とした就労支援に引き続き取り組むほか、優先調達推進方針を作成し、新たに障害者就労施設等からの優先的な物品等の購入を推進いたします。

続きまして、76 ページをお願いいたします。こちらはバリアフリー空間の整備でございます。新たにユニバーサルデザインの推進に関する取組を加えております。

続いて 79 ページをお願いいたします。外出や移動の支援でございます。関連の事業を取りまとめておりますが、現行計画同様に事業を推進してまいります。

続きまして 81 ページをお願いいたします。文化スポーツ活動の促進でございます。現行計画で、基本目標 1 に掲載しておりました障害者文化作品展について、こちらに位置づけることとしております。

続きまして 83 ページをお願いいたします。基本目標 4 は新設の障害者の危機対策でございます。基本施策 1 は、防災対策の推進で、現行計画で各施策と重点プログラムに分散していた関連事業を取りまとめております。

飛びまして 86 ページをお願いいたします。こちらは緊急時の対策といたしまして、緊急時や消費者トラブルの支援に関する施策を取りまとめたものでございます。

続きまして 90 ページをお願いいたします。第 3 章、こちらは第 4 期障害福祉計画でございますが、ご存じのように障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針に即して定める目標数値でございます。まず、数値目標として、施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活への移行の目標値を定めております。

91 ページの中ほどの表をご覧ください。こちらは市内精神科病院に入院中の精神障害者の地域生活への移行に関する目標数値でございます。一番上の平成 29 年度における入院 3 か月時点での退院率につきましては、国の基本指針に則りまして、64%と設定しております。表の真ん中ほどの平成 29 年度における入院後 1 年時点の退院率につきましては、国の基本指針は 91%以上となっておりますが、本市においては、既に平成 24 年度時点で、93.3%と目標を達成しておりますので、目標値を 93.3%とさせていただきます。表の下段、平成 29 年 6 月末時点での、在院期間 1 年以上の長期在院者数でございますが、こちらも国の基本指針である平成 24 年 6 月末時点での在院期間 1 年以上の長期在院者数、本市においては 666 人でございますが、これを 18%削減いたしました 546 人を目標値として設定しております。

続きまして 92 ページをお願いいたします。こちらは今回新たに国から示されました地域生活支援拠点等の整備についてですが、現時点で具体的な国の考え方が示されておられませんので、現在、検討中としております。

93 ページは、福祉施設からの一般就労への移行の数値目標でございます。

続いて 94 ページをお願いいたします。訪問系サービスの見込量と確保方策ということで、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の見込量設定の考え方について記載をしております。

続きまして 96 ページをお願いします。こちらは、日中活動系サービスの見込量と確保方策でございます。生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A 型）、就労継続支援（B 型）、療養介護、短期入所（ショートステイ）の見込量の設定の考え方などを記載しております。

99 ページをお願いします。こちらは、居住系サービスの見込量と確保方策でございます。共同生活援助（グループホーム）と施設入所支援についてそれぞれ説明をさせていただきます。

次に 101 ページをお願いいたします。こちらは相談支援サービスの見込量と確保方策でございます。計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の見込量設定などの考え方を記載しております。

続いて 102 ページをお願いいたします。地域生活支援事業の見込量と確保方策でございます。障害者総合支援法に定められた地域生活支援事業として、各種事業を掲載しております。

続いて 105 ページ、こちら 105 ページ以降は、サービス見込量と地域生活支援事業等見込量を掲載した表となっております。本日の素案ではお示しができませんが、巻末には参考として条例等の資料も掲載する予定でございます。

今後の予定についてでございますが、本日、12月16日から来年の1月15日まで、広く市民の皆様からこの計画の素案についてご意見を伺う機会といたしまして、パブリックコメントを実施しております。本日このご意見やパブリックコメントのご意見などを踏まえまして、計画案として改めて取りまとめをいたしまして、皆様からのご意見を頂戴しながら策定作業を進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくをお願いいたします。長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

（宗澤会長）

ありがとうございました。それでは、議論の順序としまして、まず、今総合支援計画のところに入りましたから、こちらの方の議論を経て、それから、先ほどの障害児の計画相談のところに戻りたいと思います。

それでは、総合支援計画の素案につきましてご意見を頂戴したいと存じます。

ではまず、私の方から口火を切る意味も含めて、この間、差別解消にかかわって内閣府からのモデル事業を受託して、本市で差別解消の地域支援体制をどうするのかという議論を進めてまいりました。その中で、皆さんご存じのように条例づくりの際には、差別事例というのが 522 事例が集まったんだけど、いざ条例が完全施行されて以降は、差別事案に対する申し立てというのが極端に少ない状況が続いている。これはなぜかという実態の解明も含めて、この間差別解消の協議会の中で、議論をしてきたんですけども、当事者が差別を被る、嫌な目に遭うという現実を、差別を受け止める相談窓口に繋ぐための媒介に、一段と工夫がいるだろうというふうに考えます。そこで、相談支援機関の人たちは計画相談、一般相談を含めてですけども、例えば市として収集してきた差別事例、それから差別の解決事例、つまり、「こういうことが差別に当たるんだよ、その差別はこういうふうに解決できたんだよ」というような事例集を当事者の皆さんにお渡しするなり、ご提示するようなことを日常的に行いながら、「いつでも何か

あったらお声掛けください」というような計画相談を含めた相談活動の中での、信頼関係をベースにした上で、そういう事例集を出して、「いつでもどうぞ」というような取組を進めていくとか、障害のある人が自由に三々五々集まって、話し合いができるような寄り合い所のような所に、できれば相談支援者がいつでも1人常駐しているというような取組がイタリアとかカナダにあるんですけど、地域活動支援センターを活用しながら、毎週土日、三々五々集まって、嫌なことを体験したらちょっと愚痴を聞いてもらう、愚痴を聞いてもらえるだけでなく、そこに支援者がいて、先ほど申し上げたように差別事例集、解決事例集を提示しながら、「もし差し支えなければ、ちゃんと正規の解決ルートにのせますよ」というような取組をしていくとか、市民、当事者の皆さんに、例えば学校における差別、職場における差別、医療機関における差別というものは、それぞれにやはり場の特徴を持っていて、地域の中の差別というように一概に一括りにできないものだから、「私たちは学校で差別を被った時に、例えばこういうふうにして声を届けて、解決のルートに流していきますよ」というふうなご提案を色んな生活の場所、就労の場所などで行うだとか、それから課題ですね、問題別にご提案いただいたものの中から1、2年何か試行事業、トライアル事業をやっていただいて、その結果を見て、「本市では、例えば領域別にはこういう媒介となるような支援の仕組みみたいなものを作りましょう」ということを試行錯誤しながら、明らかにしていくという取組ができないかというふうに思っています。実は残念な話なんですけど、内閣府からこのモデル事業の委託を受けた他の自治体は、ほとんど頓挫しているんです。私も色んな自治体に声を聞くことがあるんですけど、どこも具体的なイメージを持ち切れないままというのがほとんどの自治体の実情です。つまり、明暗と言いますか、これという決め手はなかなか見出しにくい課題なんだと思いますね、そこで今言ったようなイメージというものがあって、52ページの障害者差別への適切な対応、支援の実施という事業の中に、この差別の現実が相談窓口に繋がるような工夫や仕組みの在り方について、試行事業を検討し、実施していくというようなことを書いていただきたいというふうに思っています。これは差別解消支援地域協議会の議論を踏まえての話です。それから、私ちょっと気がかりなんですけども、平成28年度から差別解消法が施行されるわけですが、その時にさいたま市は地方公共団体ですから、合理的配慮の提供義務ってものがあるわけですよ。こういうことって書かなくていいのでしょうか。

(事務局)

あえて書いていないというわけではなくて、差別解消法の方には提供義務というのは明確に国、地方公共団体に義務付けられるわけですから、やることが前提、あとはどう上手にやっていくのかという方になっていくのかなと考えております。ですので、積極的に合理的配慮の提供について、「提供していきます」というような書き方をすることもひとつ手だとは思いますが、52ページの実施事業の(1)のところ

で言えば、2段目の「また」以降の「障害者差別解消法の成立を踏まえ、合理的配慮の提供や地域における身近な差別の解消を推進するため、」ということで、取組としては、一応ここに含んでいるというような整理をしているところです。

(宗澤会長)

了解しました。できるだけ、市としても上手にやっていただきたいと思います。

はい、小津さんどうぞ。

(小津委員)

区役所の支援課の場合は、障害者福祉と児童福祉は両方やっているものですから、てんでにやっていて、全く別物の仕事をしているんですけども、たまにかかわってくる時があるわけですよ。例えば、障害児の保育園入所ですが、さいたま市も保育士の加配をつけてかなりやってはいるんですけども、関東近郊の他の政令市がどういうふうなことをやっているのか全部調べてみたんです。そこに驚いたのは、さいたま市と他の政令市では、すごく格が違う。どう格が違うかというと、さいたま市の場合は障害者を扱う部局は、皆一生懸命、当たり前のことながら障害者差別や虐待とかの問題については、ものすごく一生懸命やっていますよね。ただ、ノーマライゼーション条例の考え方でも、他の部局はあまり認識が大きくありません。たとえば、他の政令市でかなり重い、さいたま市なら、とても断るであろうという子どもの保育園入所の申請があった時に、それくらいなら受けますとか、それから、横浜は別格なんですけれども、横浜はたん吸引と、導尿と経管栄養、それくらいなら看護師1人配置すればできますと、お母さんが働く保証をきちんと保育現場でやっていくということを当たり前のこととしてやっているんです。それでも横浜は別格ですけども、他の政令市でも「全盲の子もいましたけれど、お母さんが働くことが必要だからということで受けましたよ」というお話がありました。その辺りがさいたま市とは差があります。だから障害者の権利条約に批准するというのはすごく大変だし、周辺法も整備して、合理的配慮をしなければならないということは当たり前のことこの業界ではなっているじゃないですか、これが他の部局にあまり認識されていない。同じ役所の中で、同じ福祉部門でも、そこはすごく温度差があるという気がしています。例えば筑波の盲学校にいる子たちの場合は、就学前の子たちは、東京都内は、見えない子でも、幼稚園でも保育園でも大抵入れるんです。なぜかということ子どもとして処遇されなくてはならない。でも目の問題があるから、その特化された部分は盲学校でやりましょう、普段は子どもとして必要なケアを幼稚園現場と保育園現場でやるということです。ダブルスクール状態ですよ。埼玉県は幼稚園の場合だと、よっぽど心意気のある園長とか私立の園長がいない限り受けてないんです。だから障害の部局は障害のことをすごくやるんだけど、そのエッセンスとか考え方を他の部局まで当たり前のことのように浸透させるということまで、まだまだ遠いなあと思うこ

とが、色々調べてみて最近思うことです。

(宗澤会長)

私個人のところにも条例づくりで、かかわった障害のあるお子さんを育てておられる現役のお母さん方から全く同じご意見を数日前に伺いました。ただ、障害者差別解消法も虐待防止法もこれまでの障害者基本法と決定的に違うのは、裁判規範性を持っている点なんですね、したがって、差別や虐待を被った場合に、虐待防止法や障害者差別解消法を根拠にして裁判を起こすことができます。この点について、法律に基づいて、市の施策を進めなくてはならないお立場が市の職員の皆さんなんですから、原則的なことについては、どこからどういうふうに言うのかは私にはわかりませんが、基本的な共通理解は持っておかれたほうがいいんじゃないでしょうか。つまり条例をつくった政令市でありながら、結局裁判が起きて、市が負けて、是正されたというのは、はっきり言ってだれも幸せにならないわけですから。裁判起こしている人もものすごく消耗して、市も叩かれるわけだし、だからそういう成り行きで、何か変えていくのであれば、やっぱり今回の法制度の一つの大きな変化というのは、どんな性格を持っているのかということについての、基本的な共通理解を改めて持ってもらおうということを徹底してもらおう。それはされたほうが私もいいと思います。

(事務局)

全庁的な理解というか、浸透を図るという話ですけれども、私どもの方で、障害者施策推進本部会議というのをやっています、市長をトップといたしまして、幹部職員全員が集まる会議を開いています。今回のこの計画策定に当たっても、本部会議を開催いたしまして、全局長、全区長が集まる場があるんですけど、その場でこういったことは説明をさせていただいて、ご了解をいただいて進めているというところなんですけれども、今の話に関しまして、特に、法整備に関しましては、次年度以降も本会議は継続して開催していきますので、そういう場を使って周知をしていくというのは私ども障害福祉の部門の者としてやっていきたいとは考えております。今のご発言は貴重なご意見として承りましたので、次年度以降はそういった場を使って、市長を頭として、全庁に向けた周知を進めてまいりたいと考えております。

(宗澤会長)

あと蛇足ですけど、気管切開していた女の子が保育園の入所を阻まれて、裁判になって敗訴しましたよね。東京都の23区だったかと思いますが、だから判例でも確定しているものはあるんですね。障害を理由に保育所への入所を断るということは、勝ち目がない話になっているんですよ、法律的には。だからそこも含めて、ちょっと状況認識を改められた方がいいように私は思います。ただし、法的にいうと私立の幼稚園の

場合、その学校法人とか、学校長とかの判断で裁量できるというところがあるんですけど。他は、いかがですか。はい、永島さん

(永島委員)

色々と法が改正されてきて、その中の1つで優先調達法が施行されてから1年2年と経ってきていて、うちのセンターでも手助けをしているんですけども、例えば、今の本部会議の中で市長が頭の会議で言ってもらっているのも知っているし、本庁はちゃんとやっているのはわかっているんだけど、具体的に庁内でこれもノーマライゼーションでもそうなんですけど、なんで進んでいかないかという、ちょっとしたアクションが足りないんだと思うんですよ。例えば、環境の方でグリーン調達法ってあったじゃないですか。でこの1本のボールペンでも環境にやさしいものを買いなさいって、庁内にお達しが回って、確か、研修センターかなんかで、全庁の庶務担当者が集められて、そのボールペンを買うために合議してくださいってという説明会をした。そうすると、今まで安いボールペンを買っていた全部署が、環境にやさしい高いボールペンを一挙に買うようになった。こういう制度ができたので、こういうふうなアクションを取ってくださいと1回でもいいから、全庁の担当を集めて、局長クラスの会議で言っているからといって、局長が悪いと言っているのではなくて、具体的に動く人がそれを聞いて、アクションを起こさないといつになっただけで現場は動かないと思うんですよ。局長は部長に言う、部長は課長に言う、「こういう会議があったので資料回覧してくれ」それでおしまい。これから、障害者がつくった授産製品とか、そういうものを買う機会はなかなか役所は少ないと思うけれども、役務の提供も当然その中に入ってきていて、今さっきこの会議が始まる前に宮部さんにも一緒に見てもらいましたけれど、隣にうちのセンターと人事課で12月からステップアップオフィスというのを始めて、今までさいたま市役所では知的障害者と精神障害者を雇用してこなかったんですけども、この12月1日から雇用してもらうようにしたんです。そういうところで役所の中の業務の役務の提供をしてもらって、具体的にこういうふうにできるんですよというふうにしたら、それから仕事が山ほど来ている。だから1つの例として、やっているのは知っているんだけど、もっと具体的な細分化と言うか、目に見えるかたちにしてやる必要があるのではないかとこのように思います。

(宗澤会長)

つまり考え方ではなくて、具体的な実務にまで落とすということですよ。それは私もそう思います。1.16.35

(小津委員)

はい。長年ずっと、教育委員会部局が、法定雇用率を満たしていないと叩かれてきた

じゃないですか。この時に教育部局が答えたことは、先生ってというのは、とても高度な仕事だからということもいつも答えていたんですよ。でも私たちみたいな仕事をしていると、職員室に行けば先生方がやっている雑務というか単純な仕事をみんな抱えてやっている訳ですよ。それをきれいに洗い出しをして、障害者でやりやすいように枠組みをつければ簡単なことよって、教育委員会が総合支援センターに相談に来るたびに言っていました。でも、全然改善されなかった。具体的なことをやればできるんです。それをちゃんとやろうと思えば、それがちょっと頭固い、全然かわらなかった。

(杉山委員)

うちの通所施設でクッキー、パンをつくっているんですね。去年なんですけれど、優先調達法だと思うんですけど、保育園さんから同じタイミングで、給食パンおろしてくれないかというのが、4、5 か所から電話がかかってきたんですね。もちろん協力させていただいて、実は3つくらいまで、受けられたんですけど、保育園で残念なことにパンの日って、もう決まっているんですよ。献立って決まっています、さいたま市全域の献立って決まっていますので、ちょっと、いわゆる作れる量が限られているので3つの事業所、受けさせてはいただいているんですけど、一応、そういうような形で、なんていうんでしょうかね、アクションがあったところはございました。

(宗澤会長)

だからなんていうのかな、そういう大きな流れみたいなものは、条例もつくったわけだし、あるわけだから、それが具体的な動きになるための、永島さん流にいうと「アクション」がいる。つまり具体的な実務として進めれば、こう進むじゃないというところが、実務を進める担当者に、ふっとわかるようなかたちで、ご提示できるかどうか。これやっぱり非常に大きな差を生んでいくんじゃないかと思うんですね。これは、計画ではどこにあるのかな。じゃそこの具体化を進めますみたいなことで、そういう内容に工夫していただければと思うんですが。

(事務局)

この計画の素案で申し上げますと、73 ページの基本施策（2）障害者の就労支援のところの実施事業（3）で、重点事業ということで取組みますということで記載させていただきます。

(小津委員)

優先調達は、障害福祉課と障害者総合支援センターの仕事じゃなくて、全庁的な仕事なんです。こういうふうの受け取ると、障害者のこと、皆障害福祉課に行っちゃうわけよ。

(宗澤会長)

だからもうここは全庁と書いてしまう。

(小津委員)

全庁的に取り組みますと書いてあるんだけど、もうちょっと何か。

(宗澤会長)

今あった議論の内容はご理解いただいておりますよね。ご意見を文章に反映させてちよっと書き直していただだけませんか。

(事務局)

ただいまの、全庁と書くというところは、実は素案の庁内の意思決定を取る際に上のほうから同じようなご指摘をいただいたという箇所ではあります。その時の整理の仕方としては、各事業をこうやって位置づけるにあたっては、まあ少なからず、取りまとめ課というか、実際に実務を担う所管課というものは書かないと、これは市民にとっても分かりにくいだろうというようなことで、ここはあえて責任の明確化というところもあるんですけど、障害福祉課と障害者総合支援センターというような書き方をさせていただいたという経緯が一応あります。ただ、先ほどご指摘いただいているように、この優先調達もそうなんですけれども、例えばこの優先調達で言えば、その具体的な実務のところは落とし込むというところなんですけれども、実務担当者を集めた説明会もそうですし、後は例えば、障害者就労施設で、一体何ができるのかとか、どういう発注だったら利用できるのかというところも周知してもまだまだ進んでいないし、もっともここは、障害福祉課、総合支援センターのほうで、全庁のほうにアピールするべきところもありますので、担当のほうと相談して、可能な限り具体的な施策の記述に落とし込めたらなと思いますので、次の計画、素案から計画案に持って行くところで、盛り込みたいと考えています。

(宗澤会長)

じゃあその方向でよろしくお願いいたします。

他に何かありますか。大須田さんどうぞ。

(大須田委員)

63 ページの住宅の確保についてなんですけど、グループホームの設置促進で、具体的な指標として計算すると定員が48人分を計画というふうになっているんですけど、この数字の根拠が、もしあるのならば、知りたいと思っています。私どものセンターでも現

状でも、たぶん、ざっと考えただけでもすぐに、グループホームがさいたま市内にあればいいなって人がたくさんいるのが現状で、かなり重度の障害のある知的障害の方を高齢のお母さん1人で支えている家族の方が複数いて、この年末年始も日中の通所施設がお休みに入るので、ショートステイ先を探すのに職員が奔走しているのですが、本来であれば、あちこちでなくて、さいたま市内にグループホームが増えていくことで、ご家族もご本人も、日々、安定するような事例も複数ありますし、それは、コーディネーター連絡会議の調査研究委員会ですとか、権利擁護部会等の事例を通してそういった事例が多数あるので、その事態と数がどういうふうにマッチングしているのかなというところで、質問させていただきました。

(事務局)

グループホームの定員数については、数値の根拠というところになると、まず定員数については市の方で補助をして整備していくマックスの数というふうな捉え方をいただければと思います。ですので、どうしても補助をするにあたっての予算ですとかも出てきますので、さいたま市内としてこの定員数が今後必要になるから、この数字を見込みましたというよりかは、事業の性質とか市の方で計画ができる整備数というようなかたちでの数字となっております。ですので、実際には市の方で補助をする以外にもグループホームを設置していただく法人さんとかが地域にいらっしゃるかとは思いますが、そういったものも踏まえると、場合によっては、この数字以上の定員数の増加というものもあるのではないかと考えております。

(宗澤会長)

簡単に言えば予算の増え方がもとになっているということですね。

それでは、先ほどの計画相談のところに出ていました障害児の計画相談についてご説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

まずは、当初から障害者相談支援の実績をこちらのはじめからお示ししなかったことをお詫びさせていただきたいと思います。今お配りさせていただいた1枚目のところがですね、障害児の通所支援の11月現在の実績になります。障害者の46%、障害児が43%という数値になっていまして、こちらのほうは、区によってかなりばらつきがございます。それについては、どこの区が、どこの支援センターががんばっているということではなくて、実際に障害児を持つお母さんたちが、グループというか団体で自分たちでつくりますというかたちのセルフプランをやらせてほしいというのが、団体でどっと来たりした場合にですね、というか実際そういうかたちになっていまして、その件数が、まあ若干この、分母が障害者にくらべ4分の1程度ですので、これ、かなり差が今、付

いてしまっている状況でございます。で、今後については、2枚目、3枚目の表の下側のホームページに出されています相談支援の事業所の件数と言おうか、名簿なんですが、右の方から6番目くらいの障害児相談支援事業のところに〇がついている事業所、事業団とですねひまわり支援センターを抜いた部分のところで、最近になっていくつか、4つくらいですか事業所が立ち始めております。事業団さんのほうとひまわりと、あと支援センターを事業団を中心として、今後もこういった民間で協力をしていただいて、障害者のほうに追いつけというか障害児の方は件数が少ないですから、100%になるように市としても実施してまいりたいと思います。以上です。

(宗澤会長)

ありがとうございました。ご質問されたのは大須田さんでしたね。いかがでしょうか。

(大須田委員)

はい、大丈夫です。

3 その他

障害者虐待対策部会からの報告について

(宗澤会長)

それでは、決められた議事は以上で、あとは報告事項がありますね。その他ということで、障害者虐待防止部会からの報告についてお願いします。

(事務局)

それでは障害者虐待防止部会からの報告について、ご説明をさせていただきます。資料の3、「障害者虐待防止部会からの報告」という資料をご覧くださいと思います。こちらは9月に開催いたしました障害者虐待防止部会からの報告でございます。今期第2回目の障害者虐待防止部会は、9月29日火曜日に、障害者総合支援センターにて開催をいたしました。内容についてですが、今年度の虐待防止部会の取組であります障害者虐待対応事例集の作成にあたりまして、掲載する事例の基礎資料とするために、各関係機関に対しまして、事例の調査を行いましたので、そのご報告をさせていただきます。調査は2種類ございまして、まず、市内のすべての障害福祉サービス事業所、各区支援課、各区障害者生活支援センターを対象に、障害のある方に対する不適切な支援、または虐待等に関する事例調査といたしまして、虐待とまでとはいかないけれども、不適切な支援を行った事例及び虐待と思われる事例について、ご提出をいただきました。こち

らは、養護者の障害に対する理解が不足しているケースや施設従事者が、本人に対して不適切と思われる声かけを行ったケース、また、危機回避のためやむなく身体拘束を行ったケースなど 39 事例が集まりました。加えまして、障害福祉サービス事業所については、事業所内における虐待防止のための取組事例についての調査を実施致しました。事例の内容と致しましては、内部、外部における研修への参加、事例検討会の開催、虐待防止マニュアルの作成や職員間の情報共有など 40 の事業所より回答をいただきました。委員の皆様からは、事例集全体に関わる事項を始めとして、養護者による虐待事例、施設従事者による虐待事例、それぞれについて、事例集に盛り込むべき内容やポイントについて、さまざまなご意見を頂戴したところでございます。お時間の関係で、すべてはご紹介できませんが、資料下段に代表的なご意見を記載いたしましたので、後ほどご覧いただければと存じます。今後は収集した事例を参考にして、部会委員の皆様から、ご意見を頂戴しながら、いくつかの典型事例を作成し、個人情報が入らないようなかたちで、事例集としてまとめてまいりたいと考えております。進捗状況につきましては、本協議会にも随時報告をするとともに、ご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。事務局からは以上でございます。

(宗澤会長)

ありがとうございました。協議議題ではないんですけど、何かご質問があればお受けいたします。これは今事例集をつくるという取組が結構実際レベルから進んでいないので、できる限り虐待部会の中で力を合わせていいものをつくっていきたいと考えています。

(小津委員)

事例集をつくる時に、特定の人だとわからないようお願いいたします。というのは、就労の場合、職場における事例なんかだと、結構あの会社じゃないかという話が感覚としてするんです。ですから事例の取扱については要注意です。

(事務局)

細心の注意を払いながら進めます。

(宗澤会長)

それでは、他に事務局から連絡事項がありましたら、お願いします。

(事務局)

今回の開催についてでございますけれども、3月ごろの開催を予定しております。詳細が決まりましたら、ご案内申し上げたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願

いたします。事務局からは以上でございます。

4 閉会

(宗澤会長)

それでは、以上をもちまして、「第5回さいたま市地域自立支援協議会」を閉会とさせていただきます。

委員の皆様には会の進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。お疲れ様でした。

以 上